

# インターネット上の誹謗中傷対策の現状と展望 プロバイダ責任制限法改正を中心に

京都大学大学院法学研究科 教授 曾我部 真裕

## 1. プロバイダ責任制限法改正の背景・経緯

2021年4月21日、改正プロバイダ責任制限法が成立し<sup>1</sup>、2022年10月1日に施行される。今回の改正は、インターネット上でなされる権利侵害投稿に関する発信者情報開示制度について大きな改革を行うものであり、後述のような経緯で、検討段階から大きな社会的注目を集めてきたものである。

今回の改正は、筆者が座長を務めた総務省「発信者情報開示の在り方に関する研究会」（以下、「本研究会」という）<sup>2</sup>での議論を基礎としているが、本研究会の経過は異例のものであったことをまず記しておきたい。

本研究会での議論には、かなりの社会的注目が集まったが、それは、2020年5月23日に起こった、プロレスラーの木村花氏の自死がきっかけである（「テラスハウス事件」ともよばれる）。人気リアリティ番組「テラスハウス」に出演していた木村氏は、番組内での言動に関してSNS上で激しい誹謗中傷を受けており、その影響があったと言われる<sup>3</sup>。

しかし、本研究会が検討を開始したのはそれに先立つ同年4月30日であって、テラスハウス事件が本研究会設置の契機となったわけではない。第1回会議の議事内容を見ると、発信者情報開示の対象拡大のための総務省令改正や、任意開示の拡大などの点が課題となっていることが分かる。いずれも、当時、発信者情報開示の実務で問題となっていたものであり、それを法律の改正などの大規模な対応ではなく、実務的な対応を検討しようとする、いわば地味な研究会としてスタートしたのである。

ところが、テラスハウス事件を受けて、折しも開催されていた本研究会に一躍スポットライトが当たり、政治レベルの関心も向けられた。すなわち、6月には自由民主党及び公明党からそれぞれインターネット上の誹謗中傷・人権侵害等に関する提言がなされ、そこでは、法改正も含む本格的な検討を求めている。

本研究会のアジェンダが拡大し、プロバイダ責任制限法の大規模な改正を伴う「新たな裁判手続」を検討する方針が打ち出された背景には、こうした社会的・政治的状況があったことは否定できない。

## 2. 今回の改正の概要

### (1) はじめに

今回の改正により、プロバイダ責任制限法の総条文数は、5か条から18か条へと3倍以上となり、大改正であったと言える。その柱は、①新たな裁判手続の創設、②開示請求を行うことができる範囲の見直し（ログイン時情報の開示）の2つである。条文数が増えたのは主に①に関する手続が規定された

1 神田知宏弁護士のウェブサイトで、改正を反映した法文が公開されている（<https://kandato.jp/newproseki/>）。

2 本研究会の資料は、総務省ウェブサイトで公開されている。

（[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/information\\_disclosure/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/information_disclosure/index.html)）

3 当該番組に対しては人権侵害等であるとしてBPO（放送倫理・番組向上機構）放送人権委員会に申し立てがなされ、2021年3月30日に委員会の決定が公表されている（[https://www.bpo.gr.jp/?p=10741&meta\\_key=2020](https://www.bpo.gr.jp/?p=10741&meta_key=2020)）。事実経過に関しても、この決定文がある程度参考になるとと思われるのでここで言及しておく。

ことによるが、主に②を導入したことにより規定が非常に複雑となり、難解な内容となっている。そのため、予備知識<sup>4</sup>のない読者にコンパクトに分かりやすく伝えることは困難ではあるが、以下が概要である。

## (2) ログイン時情報の開示

便宜上②から述べると、電話番号の開示がすでに省令改正によって可能になっているが<sup>5</sup>、権利侵害投稿に関する発信者情報ではなく、ログイン時の情報の開示については、法律の改正を要した。ログイン時の情報は、改正法5条1項、3項により、「特定発信者情報」として定義され、通常の開示要件に加え、補充性要件が付加された(5条1項3号)。

## (3) 「新たな裁判手続」

### (「発信者情報開示命令事件に関する裁判手続」)

①については、現行法では、コンテンツプロバイダ(SNS事業者など)に対する仮処分申立てによってまず発信者のIPアドレスやタイムスタンプの開示を受け、その情報をもとにアクセスプロバイダ(携帯電話事業者など)に対して本案訴訟を提起して発信者の住所・氏名の開示を受けるという2段階の手続、しかも裁判手続が必要となっている。今回の改正で導入された「新たな裁判手続」(法律上は「発信者情報開示命令事件に関する裁判手続」と呼ばれる(改正後の第4章))により、これを1度の非訟手続で行うことが可能となった。

そこでは、権利侵害の明白性など発信者情報開示の要件が充足されているかどうかの審理と並行して、コンテンツプロバイダからアクセスプロバイダへの発信者情報の提供と、後者における発信者の特定作業とがなされ、裁判手続が1度で済むことはもちろん、トータルとしての開示までの期間の短縮が企図されている。また、非訟手続であるために立証方法や程度について裁判所による柔軟な判断が可能となり、事案の争訟性の程度に応じて、裁判所の判断によって、迅速に対応すべき場合と、じっくりと争わせるべき場合との切り分けが可能となった。

## (4) 発信者の保護等

本研究会の議論の中で懸念が示された開示請求の濫用防止ないし発信者の保護に関しては、プロバイダの義務等が若干加重された。すなわち、開示請求を受けたときには、原則として発信者への意見照会を行わなければならないのは従来通りであるが、開示に反対する旨の意見である場合にはその理由も含めて聴取しなければならないとされた(6条1項)。また、開示命令を受けたときは、開示に反対する旨の意見を述べていた発信者に、その旨の通知をしなければならないこととされた(6条2項)。また、「新たな裁判手続」において、「利害関係を疎明した第三者」として、発信者には、事件記録の閲覧・謄写等が認められる(12条1項)。ただ、改正法に反映されたのはこの程度であり、開示請求の濫用防止ないし発信者の保護に関しては、前段落で見た通り、事件を審理する裁判所の事案に応じた判断に委ねられるところが大きい。

4 前提知識については、例えば次の拙稿で解説している。「SNS中傷対策と表現の自由を考える」月刊公明177号(2020年)48頁(<http://hdl.handle.net/2433/253720>)

5 SNS事業者は投稿者の電話番号を保有していることがあり、その場合、アクセスプロバイダに2回目の開示請求をせずとも、弁護士会照会(弁護士法23条の2)によってSNS事業者に電話番号の開示を求める可能性があり、発信者情報開示制度とは別のルートで発信者にたどり着くことができる場合が生じた。

なお、今回の改正後も、従来の2段階の手続を用いることは可能である。また、発信者情報開示請求権が実体的権利として存置されたため（5条1項柱書）、裁判外（任意）開示も引き続き可能である。

### （5）裁判外（任意）開示の促進について

前項の最後に見たように、裁判外開示は改正前も改正後も可能であるが、権利侵害の明白性という開示要件を充たしているかの判断を事業者が行うことは困難だとして、裁判外開示を受けられれば救済面で極めて有益であるにもかかわらず、裁判外開示がなされることはそれほど多くないと言われている。

この点について、本研究会では、民間主導の取組を総務省が支援するという姿勢が示された。これを受け、一般社団法人セーフターインターネット協会（SIA）が、有識者からなる「権利侵害投稿等の対応に関する検討会」を設置して検討の上、2021年4月、「権利侵害明白性ガイドライン」を定め、「権利侵害明白性ガイドライン相談窓口」を設置した<sup>6</sup>。

もっとも、この「権利侵害明白性ガイドライン」によって権利侵害の明白性ありと判断できる事例はかなり限定的である。しかし、裁判外開示には応訴の負担が生じない点でプロバイダにもメリットがある上に、裁判外開示の重要性を指摘した本研究会のとりまとめと「権利侵害明白性ガイドライン」、相談窓口とが相まって、裁判外開示の重要性を再認識させるメッセージを発しているといえ、これを契機に裁判外開示が一定程度促進されることが期待される。

## 3. 今後の課題、関連する動きなど

### （1）改正法の安定的運用

本稿執筆時点（2022年8月）で、改正法の施行規則等も出そろい、10月1日の施行を待つばかりとなっている。「新たな裁判手続」は複雑で異例な裁判手続であるため、その部分部分でどのような運用がなされるのか、その過程でどのような課題が生じるのか、未知数なところが少なくない。また、複雑であるだけに事件を担当できる弁護士の専門性も問われる。改正法を広く周知し、利用を促進することによって安定的な実務を早期に確立することが期待される。

改正法の附則では、施行後5年経過後に施行状況について検討すべきことが定めており、それに向けて運用状況を注視する必要がある。

### （2）外国会社の登記促進

これまで触れてこなかったが、誹謗中傷問題の対策を困難にしている原因の1つとして、広く利用されているSNS等の運営事業者が海外の企業であるということがある。そのために、裁判手続を行うにも、複雑な手続を要するために、時間も費用も掛かり、被害者にとって大きな負担となっていた。

改正法の「新たな裁判手続」では、この点の負担の軽減も意図されているのだが、改正法とは別に、最近になってより抜本的な対策が促進されるようになった。それが外国会社の登記促進である。

実は、日本で事業を行う外国の会社は、外国会社の登記を行わなければならないとされている（会社法817条）。そして、登記を行うと、裁判手続においては国内企業と同等の扱いとなり、上記の問題は

---

6 一般社団法人セーフターインターネット協会「権利侵害明白性ガイドラインの公表と権利侵害明白性ガイドライン相談窓口設置について」（2021年4月5日、<https://www.saferinternet.or.jp/info/17309/>）。

大幅に解消する。ところが、この規定は十分には遵守されておらず、海外の大手 IT 企業の多くも登記を行ってこなかった。そこで、2022 年になって法務省は登記を促す措置をとり、グーグルをはじめとする一定数の企業はそれに応じて登記を済ませたと発表されている。今後は、登記を行わない企業への対応が焦点となる。

### (3) 侮辱罪の法定刑引き上げ

今回の主題である改正法とは別の対策となるが、2022 年 6 月、侮辱罪の法定刑の引き上げ（いわゆる厳罰化）が行われた（翌月に施行されている）。侮辱罪（刑法 231 条）には、これまで「拘留又は科料」という罰則が定められていた。拘留は 30 日未満の身体拘束、科料は 1 万円未満の財産刑であり、軽きに失するのではないかとの批判がかねてなされている（しかも、拘留は實際上ほとんど例がない）。冒頭で、自民党等からの政策提言がされていたことに触れたが、そこでもこの点の指摘がなされていた。

改正により、1 年以下の懲役・禁固、あるいは 30 万円以下の罰金も科せるようになり、事案の悪質さに応じた科刑が可能となって誹謗中傷対策の実効性向上に寄与することが期待される一方で、政治家に対する批判など表現の自由との両立のあり方が不明確であるとの批判も見られ、今後の運用状況の注視が必要だろう。

### (4) マクロの視点からの対策

これまで論じてきたのは、個別の投稿に対して法的責任を追及し、被害者救済を図るといえばミクロの局面であったが、マクロの局面として、SNS 事業者による削除体制の整備を促す施策も展開されている。

すなわち、総務省の「プラットフォームサービスに関する研究会」が 2022 年 8 月に公表した「第二次取りまとめ」では、誹謗中傷や偽情報へのプラットフォーム事業者への対応につき、モニタリングの結果を踏まえ、自主規制として透明性や説明責任の確保が求められるとの提言がなされている。すなわち、削除に取り組む体制や件数等を公表し、輿論の評価にさらすことによって更なる改善を期待するという考え方である。こうした仕組みを法制化すべきだとの意見もあり、今後の展開が注目される。